

成年後見等開始申立て手続の流れについて

大阪家庭裁判所後見センター

1 申立てをする裁判所（管轄）

申立てをする裁判所は、本人（後見人等による支援を受ける方）の住民票上の住所ではなく、本人の生活の本拠のある住所（実際に生活している自宅、施設、病院などの住所）を管轄する家庭裁判所になります。

詳しくは、管轄一覧表をご覧ください。

2 申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見受任者、任意後見人、成年後見監督人等、市町村長、検察官です。

3 申立て時の留意事項

(1) 申立てを行うに当たっては、次の点などについて、あらかじめ十分にご理解いただく必要があります。

- ① 成年後見、保佐、補助（以下「後見等」といいます。）が開始すれば、申立てのきっかけになったこと（例えば、預貯金の解約や保険金の受領など）が終わった後も、本人の能力が回復するか死亡するまで、後見等は続きます。
- ② 成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」といいます。）は、後見等の事務について定期的に報告を行うなど家庭裁判所の監督を受ける必要があります。
- ③ 後見人等に申立人が推薦した候補者が必ず選ばれるとは限りません。家庭裁判所が最も適任と思われる方を後見人等を選びます。事案によって弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家を後見人等を選ぶこともあります（この場合、後見人等への報酬が本人の財産から支払われることとなります。）。
- ④ 後見等開始の申立ての取下げには、家庭裁判所の許可が必要であり、申立人が自由に取り下げることができません（後記「4 (2) 申立ての取下げについて【重要】」を参照。）。

(2) 成年後見制度を理解いただくために、次の①、②のとおり手続説明を行

っていますので、申立てを行う前に、必ず、ご視聴いただくようお願いします（電話での手続説明は行っておりません。）。

- ① 大阪家庭裁判所で、成年後見制度に関するDVDを視聴する（約30分）。
- ② 最高裁判所ホームページの後見ポータルサイトの動画配信のページで成年後見制度に関するビデオを視聴する。

4 申立て手続の流れ

(1) 申立準備

申立てに必要な書類や費用は、申立てに際してご用意いただく書類等（チェック表）のとおりです。申立書類と附属書類は本サイトからダウンロードできるほか、大阪家庭裁判所本庁、堺支部、岸和田支部から郵送で取り寄せることもできます（なお、裁判所の窓口では、申立書類等が同封された成年後見申立てセットをお渡ししています。）。

※ 郵送希望の場合は、A4冊子が入る角形2号サイズの封筒（レターパックライトでも可能です。この場合、郵便切手は不要です。）の表にご自身の名前と住所を記載し、390円分の郵便切手を貼り、「成年後見申立書類一式送付希望、名前、電話番号」を書いたメモと一緒に、裁判所までお送りください。

(2) 申立ての取下げについて【重要】

後見等開始の申立てについては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができません。これは、公益性や本人保護の見地から、申立てを申立人の一存で取り下げることが相当でない場合があるからです。例えば、後見人等の選任に関して不満がある（候補者が後見人に選任されない、後見監督人が選任されるなど）という理由では、取下げが許可されない可能性が高いと考えられます。

(3) 書類等の提出

申立書類等を申立てをする裁判所に郵送してください（裁判所の窓口にご持参いただいても結構です。）。

(4) 受理面接

必要に応じて、申立てをした裁判所にお越しいただき、申立人や後見人等候補者、本人などから詳しい事情を伺うことがあります（所要時間は、2時間程度です。）（受理面接を行うかどうかは事案によって異なります。）。

(5) 調査・鑑定

必要に応じて、家庭裁判所調査官による調査や医師による鑑定が行われることがあります（調査や鑑定を行うかどうかは事案によって異なります。）。

(6) 審理・審判

申立書等の提出書類や、受理面接、調査や鑑定をした場合の結果等を基に裁判官が検討します。必要な書類等がすべて整っている標準的なケースで、かつ、調査等に困難がなければ、申立てから1、2か月程度で審判が出されます。なお、鑑定を行う場合は、そのための期間がさらに必要になります。

(7) 審判確定・登記

審判の内容は、申立人、本人、後見人等に書面でお知らせします。後見人等が審判書謄本を受領してから、2週間以内に不服申立て（即時抗告）がなければ、審判が確定します。後見等開始の審判が確定すれば後見人等の仕事が始まります。審判の確定後、家庭裁判所から東京法務局に審判内容を登記してもらうよう依頼します。登記ができれば、後見人等は、法務局で登記事項証明書の発行を受けることができます。

(8) 財産目録等の作成、提出

後見人等に選任された方（保佐人、補助人に選任された方は、財産管理に関する代理権のある方）は、審判確定後1か月以内に、本人の財産状況を調査し、財産目録と収支予定表を作成して資料とともに家庭裁判所に提出しなければなりません（初回報告）。その後は、原則として、年に1回あらかじめ定められた時期に自主的に報告していただくことになります（定期報告）。

管 轄 一 覧 表

管轄裁判所	管轄区域（本人の住所地）
大阪家庭裁判所	大阪市、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、豊能郡、三島郡
大阪家庭裁判所堺支部	堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市、南河内郡
大阪家庭裁判所岸和田支部	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡